

新型コロナウイルス感染症に対する信用保証制度（セーフティネット保証4号・5号）様式例集 ※令和2年5月1日から

		認定基準	申請書	添付書類
		通常の認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間以上継続して事業を行っている ・最近1ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同月に比較して▲20%以上 かつ、その後2ヶ月(見込み)を含む3ヶ月の売上高等が前年同期に比して▲20%以上 	セーフティネット4号申請書
4号認定	創業者等運用緩和① 前年の売上高等*注1と比較できない方 (創業1年未満) (前年から店舗数等が増加) (前年から業態が変換)	認定基準	申請書	添付書類
		① 最近1ヶ月と最近3ヶ月の売上高等平均と比較 ▲20%以上	様式第4-②(創業者等A)	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高明細書(創業者等用A) ・売上高等確認書類 ・履歴事項全部証明書(法人) ・確定申告書一式等(個人)
		② 最近1ヶ月と令和元年12月の売上高等を比較 ▲20%以上 その後2ヶ月(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較 ▲20%以上	様式第4-③(創業者等B)	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高明細書(創業者等用B) ・売上高等確認書類 ・履歴事項全部証明書(法人) ・確定申告書一式等(個人) ・見込算出根拠確認書類
		③ 最近1ヶ月の売上高等と令和元年10-12月の平均売上高等を比較 ▲20%以上 その後2ヶ月(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月の売上高等を比較 ▲20%以上	様式第4-④(創業者等C)	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高明細書(創業者等用C) ・売上高等確認書類 ・履歴事項全部証明書(法人) ・確定申告書一式等(個人) ・見込算出根拠確認書類
5号認定	通常の認定基準	認定基準	申請書	添付書類
		<ul style="list-style-type: none"> ・全業種指定 ・1年間以上継続して事業を行っている ・最近3ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同期に比較して▲5%以上 	様式第5-(イ)-②'	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高明細書*注3 ・売上高等確認書類*注2 ・履歴事項全部証明書(法人) ・確定申告書一式等(個人)
	認定基準緩和	認定基準	申請書	添付書類
		<ul style="list-style-type: none"> ・全業種指定 ・1年間以上継続して事業を行っている ・最近1ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同月に比較して▲5%以上 かつ、その後2ヶ月(見込み)を含む3ヶ月の売上高等が前年同期に比して▲5%以上 	様式第5-(イ)(基準緩和用')	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高明細書*注3 ・売上高等確認書類*注2 ・履歴事項全部証明書(法人) ・確定申告書一式等(個人) ・見込算出根拠確認書類
		① 最近1ヶ月と最近3ヶ月の売上高等平均と比較 ▲5%以上 (全業種指定)	様式第5-(イ)(創業者等A')	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高明細書(創業者等用A)*注3 ・売上高等確認書類 ・履歴事項全部証明書(法人) ・確定申告書一式等(個人)
		② 最近1ヶ月と令和元年12月の売上高等を比較 ▲5%以上 その後2ヶ月(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較 ▲5%以上 (全業種指定)	様式第5-(イ)(創業者等B')	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高明細書(創業者等用B)*注3 ・売上高等確認書類 ・履歴事項全部証明書(法人) ・確定申告書一式等(個人) ・見込算出根拠確認書類
③ 最近1ヶ月の売上高等と令和元年10-12月の平均売上高等を比較 ▲5%以上 その後2ヶ月(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月の売上高等を比較 ▲5%以上 (全業種指定)	様式第5-(イ)(創業者等C')	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高明細書(創業者等用C)*注3 ・売上高等確認書類 ・履歴事項全部証明書(法人) ・確定申告書一式等(個人) ・見込算出根拠確認書類 		

*注1 売上高または売上個数で算出(比較はすべて同じ単位で行うこと)。

*注2 試算表や売上台帳など売上高等の数値にはマーカー等で印を付けてください。

*注3 5号認定における売上高明細書については、属する業種が全て指定業種の場合のみ、ご利用ください(農業、林業、漁業、金融・保険業については、指定業種ではありません。)

*注4 訂正は原則訂正印が必要です。